

指定試験実施機関及び指定登録機関の仕組みイメージ

現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者
(経過措置)



資格取得要件

登録申請

日本語教育能力判定試験
・全国的な規模で年1回以上の試験実施

+

教育実習の履修

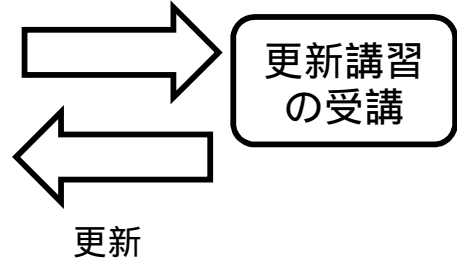
学士以上の学位

多様な背景を有する、日本語教師を目指す者

申込

公認日本語教師登録

登録から10年程度



以下の項目は大臣による官報公示が必要
 ・指定試験実施機関/指定登録機関の指定をしたとき又は指定を取り消したとき
 ・業務の全部又は一部の休止・廃止の許可をしたとき
 ・業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき

文部科学大臣
各機関に報告等を求めることができる

